

# 町からのお知らせ



## 令和8年度採用 興部町職員（消防職員）の募集について

- 採用予定者数 若干名
- 勤務場所・内容 紋別地区消防組合消防署興部支署 消防業務全般
- 採用予定日 令和8年7月1日
- 応募資格
  - 平成3年4月2日以降に生まれた者
  - 救急救命士免許を有する者
  - 第1種普通自動車免許（オートマチック限定免許を除く）を有する者または取得見込みの者
  - (1)・(2)・(3)の要件を満たしていても次のいずれかに該当する者は応募できません。
    - 日本の国籍を有しない者。
    - 地方公務員法第16条各号(欠格条項)に該当する者。
  - 身体等に関する要件
    - 身長 おおむね160cm以上であること（女性 おおむね155cm以上）
    - 体重 おおむね50kg以上であること（女性 おおむね45kg以上）
- 応募方法  
応募期間中に以下の書類を持参または郵送により提出してください。
  - 採用試験申込書
    - 所定事項を記入（自筆）し、最近3ヶ月以内に撮影した写真を貼付してください。  
※採用試験申込書様式は興部町WEBページからダウンロードしてください。  
（A4版の両面印刷で使用してください）
  - 学業成績証明書（救急救命士養成学校等発行のもので授業出欠状況も記載されていること）
  - 卒業証明書（救急救命士養成学校等発行のもの）
  - 救急救命士免許証および第1種普通自動車免許を取得している者は免許証の写し
- 応募期間 4月10日（金曜日）から5月25日（月曜日）17：15まで必着
- 試験日時・会場 日時等つきましては、応募者に別途通知します。  
紋別郡興部町字興部710番地 興部町役場
- 試験の内容 ・体力測定 ・作文 ・面接
- その他
  - 提出書類はお返しできませんのでご了承願います。
  - 応募者には、試験日程等に関する書類を郵送します。
  - 試験結果は、受験者全員に合否を郵送で通知します。
  - 取得した個人情報の取り扱いについては、選考の資料とさせていただく目的以外に利用することはありません。

10 申込先 〒098-1692 紋別郡興部町字興部710番地  
興部町役場 総務課 総務係 Tel82-2131

■お問合せ 紋別地区消防組合消防署興部支署 総務係 担当 <sup>いまい</sup>今井・<sup>うつき</sup>宇津木 Tel82-2136

## 興部町会計年度任用職員（国保病院）の公募について

興部町では、国保病院に勤務する会計年度任用職員を次のとおり募集いたします。

- ①看護師 および 准看護師（パートタイム会計年度任用職員）
    - 業務内容 臨時看護業務
    - 採用人数 若干名
    - 採用期間 採用決定日以降 ～ 令和9年3月31日（※更新有り）
    - 勤務時間 月曜日～金曜日 日勤 8：30～17：00  
夜勤 16：30～ 9：00
    - 報酬 看護師：1,870円（時間給）  
准看護師：1,730円（時間給）
    - 手当 業務手当・夜間勤務手当・期末/勤勉手当（6月・12月）
    - 採用条件 看護師または准看護師の有資格者（興部町内に在住、または在住可能な方）
  - ②看護補助者（フルタイム会計年度任用職員）
    - 業務内容 看護補助業務
    - 採用人数 若干名
    - 採用期間 採用決定日以降 ～ 令和9年3月31日（※更新有り）
    - 勤務時間 月曜日～金曜日 日勤 8：30～17：15  
夜勤 16：30～ 9：00
    - 報酬 月額 227,200円
    - 手当 期末/勤勉手当（6月・12月）・夜間勤務手当
    - 採用条件 ・ホームヘルパー2級以上の有資格者または介護職員初任者研修を修了した者（興部町内に在住、または在住可能な方）
- ①②応募方法 ・履歴書（写真付） ・資格証明書（写）
- 応募締切 4月30日（木曜日）必着
- 選考方法 応募者の方には、後日面接の日程をご連絡いたします。

※上記の書類を役場（総務課）、または国保病院まで応募される本人が持参してください。

■お問合せ 総務課 総務係 Tel82-2131  
興部町国民健康保険病院 Tel82-2310

## ヒグマ出没情報「ひぐまっぷ」の活用について

令和6年度よりヒグマ出没情報の公開や情報管理のため「ひぐまっぷ」の運用を行っています。出没情報等を随時更新していきますので、情報確認にご活用ください。

（「ひぐまっぷ」とは、ヒグマ出没情報をインターネット上の地図に公開するものです。）

興部町ホームページまたは、「ひぐまっぷ」のサイトから出没情報地図を表示できます。

（産業振興課 農業振興係）

ひぐまっぷ

検索



# 各種福祉手当制度のご案内

手当名	児童扶養手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当			
受給者	支給要件に該当する児童(18歳到達後の3月31日までの者または障害児(20歳未満)の父または母、その他養育者。 以下の場合は受給できません。 ①児童が日本国内に住所を有しない。 ②児童が里親に委託されている。 ③受給者が日本国内に住所を有しない。	支給要件に該当する障害児(20歳未満)の父または母、その他養育者。 以下の場合は受給できません。 ①養育している児童が日本国内に住所を有しない。 ②養育している児童が障害を支給事由とする年金等を受給している。 ③養育している児童が施設に入所している。 ④受給者が日本国内に住所を有しない。	重度障害児(20歳未満)本人。 以下の場合は受給できません。 ①障害を支給事由とする給付等を受給している。 ②障害者施設に入所している。	重度障害者(20歳以上)本人。 以下の場合は受給できません。 ①障害者施設に入所している。 ②病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している。			
支給要件	①父母が婚姻を解消した児童	※身体(下記の障害や、内部障害(心臓や腎臓等))、精神、知的、その他疾患の障害の程度により認定され、認定基準には細かな規定があり、規定の診断書に基づいて決定されます。 ※下記は認定基準の抜粋項目となりますので目安として御参照願います。					
	②父または母が死亡した児童	障害別	1 級	2 級			
	③父または母が一定程度の障害の状態にある児童	眼	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの	両眼の視力の和が 0.08 以下のもの	両眼の視力の和が 0.02 以下のもの	「表 A」の障害が 2 つ以上ある方または、「表 A」の障害が 1 つと「表 B」の障害(表 A と異なる障害)が 2 つ以上ある方。 表 A 表 B	
	④父または母が生死不明の児童	聴覚	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	
	⑤父または母が1年以上遺棄している児童	平衡機能 そしゃく・嚥下機能		平衡機能に著しい障害を有するもの そしゃくの機能を欠くもの		平衡機能に極めて著しい障害を有するもの そしゃく機能を失ったもの	
	⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童	音声又は言語機能		音声または言語機能に著しい障害を有するもの		音声または言語機能を失ったもの	
	⑦父または母が1年以上拘禁されている児童	上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したも たはまたは両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	⑧婚姻によらないで生まれた児童		下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢のすべての指を欠くもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を2分の1以上失ったもの	両下肢の機能に著しい障害を有するもの または両下肢を足関節以上で欠くもの
	⑨遺棄などで父母がいるかいないかが明らかでない児童	体幹	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの。	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
		肢体の機能	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの			
	その他	上記のほか、内部障害(心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等)、精神、知的の障害であって、前各号と同程度以上の場合など					
申請書類	児童扶養手当認定請求書 養育費等に関する申告書 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 同居扶養義務者に関する調書 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 年金手帳 振込先のわかるもの マイナンバーのわかるもの	特別児童扶養手当認定請求書 特別児童扶養手当認定診断書(障害別) 特別児童扶養手当振込先口座申出書 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバーのわかるもの	障害児福祉手当認定請求書 障害児福祉手当認定診断書(障害別) 障害児福祉手当所得状況届 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバーのわかるもの	特別障害者手当認定請求書 特別障害者手当認定診断書(障害別) 特別障害者手当所得状況届 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバーのわかるもの			
※その他状況に応じて必要書類が追加される場合がありますので申請される際は事前にご連絡等によりご確認ください。							
手続き先:福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課社会福祉係(Tel.82-4120)							

## ご利用ください、町の制度 重度身体障害者に対するハイヤー料金の助成制度

興部町では重度身体障害者の方に対して、ハイヤー等乗車料金の助成をしています。制度の内容は、以下のとおりです。

〈主旨〉

身体障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的に、町内に事業所を有するハイヤー事業者、福祉輸送事業者が運行するハイヤーおよび介護タクシーを利用した場合の乗車料金を助成いたします。

〈利用可能事業所〉 ONPO法人わたぼうし（興部町仲町）Tel82-7733  
○興部交通（有限会社下村運送）（興部町春日町）Tel82-2255

※予約等、ご利用については事業所へ直接お問い合わせください。

〈対象者〉 町内に住所を有し、次に該当する障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

- 下肢障害（1～2級） ○体幹障害（1～2級）
- 視覚障害（1～2級） ○心臓機能障害（1・3級）

※障害者本人によるハイヤー等の利用が困難な場合は、同居している家族の方

〈助成額〉

住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間36枚、54枚、90枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付については月割りの枚数となります。（助成券1枚は乗車基本料金相当額です） ※助成券は、1度に何枚使用してもかまいません。

〈申請先〉 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係 または 沙留出張所

■お問合せ 福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120

## 興部町高齢者等外出支援ハイヤー等利用助成制度

興部町では高齢者等が日常生活に必要な交通手段の確保と外出の機会を持つことで、健康維持や介護予防などが図られることを目的として、ハイヤー等利用料金の一部を次のとおり助成いたします。

〈対象者〉

- ①町内に住所を有する、**満75歳以上の方**（来年3月末までに満75歳に到達する方を含む。）
- ②**満65歳以上で自主的に自動車運転免許証を返納した方**  
※必要書類：運転経歴証明書または取消通知書の写し
- ③**介護保険法の規定により要支援1以上の認定を受けた方**  
※必要書類：介護保険被保険者証の写し
- ④**母子健康手帳の交付を受けている方で、手帳の交付から出産後2か月までの間の妊産婦**  
※必要書類：母子健康手帳

※重度身体障害者ハイヤー助成制度利用者は重複して利用はできません。

〈助成額〉

利用券1枚につき 350円です。

〈利用券の枚数〉

住んでいる地区に応じて、利用券の枚数を年間24枚、72枚、120枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付につきましては月割りの枚数となります。

※令和8年度より、一部地域を除き交付枚数に変更となります。令和7年度までの交付枚数が36枚の地域の方は72枚、令和7年度までの交付枚数が60枚の地域の方は120枚です。

〈申請手続〉

1. 令和7年度に利用されている方は、申請不要で「利用者資格者証」および「利用券」が送付されます。
2. **今年度中に満75歳に到達される方は2月上旬に確認書を送付しております**ので、利用の有無を返信願います。
3. 1・2以外の対象者は、高齢者等外出支援ハイヤー等利用申請書の提出が必要です。

〈利用方法〉

対象者は、「利用者資格者証」を運転手に提示し、降車時に料金に応じて「利用券」を提出するとともに、利用料金から利用券1枚当たりの助成金額を控除した額をお支払いください。 **※利用券は、1度に何枚使用してもかまいません。**

〈申請先〉

福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係 または 沙留出張所

■お問合せ 福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120

## 住宅入居者募集のお知らせ

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。

申込者に応じて、申込時の必要書類が異なりますので、お早目にご相談ください。

【募集している住宅】

- 元町団地：(59-1-3棟) 3LDK 1戸
- 泉町団地：(2号棟) 3LDK 1戸、(3号棟) 3LDK 1戸
- 新泉町団地：(1-1棟) 3LDK 1戸
- 緑ヶ丘団地：(56-1棟) 3LDK 1戸
- 新沙留団地：3LDK 2戸
- 特定公共賃貸住宅：3LDK 1戸
- 産業振興住宅：1LDK 1戸

※募集住宅の詳細は、興部町ホームページ (<https://www.town.okoppe.lg.jp>) または、下記へお問い合わせください。

【入居申込資格】

- 町税・上下水道料・保育料等に未納が無い方。
- ※他にも要件等がありますので、詳しくは、下記へお問い合わせください。

【申込期限】 **4月15日（水曜日）17：15まで**

■お問合せ 建設課 住宅管財係 Tel82-2166



## 畜犬取締及び野犬掃とうの実施について

興部町畜犬取締及び野犬掃とう条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり畜犬取締及び野犬掃とうを実施いたしますのでお知らせします。

1. 実施期間 4月1日より9月30日まで
2. 実施区域 興部町全域
3. 実施方法 捕獲等
4. その他

- ①放し飼いは厳禁です。犬を飼育している場合は登録・予防注射を実施のうえ、檻にいれるか2メートル以内の丈夫な綱・鎖でつないでください。放し飼いの犬は、積極的に駆除していきます。飼い犬が逃げた場合は、役場や警察までご連絡願います。
- ②犬等ペットのフンは必ず始末してください。「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」により、他人へ迷惑をかけない飼い方も飼い主の責務となっております。条例を守られなかった場合、勧告、措置命令、罰則等が適用されます。リードをつけ、袋を持って散歩をするのも飼い主のマナーです。
- ③鳴き声に注意してください。動物の大きな鳴き声は、近所の人にとって迷惑となり、トラブルのもととなります。番犬として吠えることも大切ですが、無駄吠えをしないよう、しっかりとしつけを行ってください。犬の無駄吠えには、散歩に毎日行ったり、一緒に遊んであげたりと犬にストレスを溜めないようにすることも効果的です。

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 Tel 82-2164

## ヒグマにご注意ください

ヒグマによる人身事故を防止するため、北海道では4月1日～5月31日を春のヒグマ注意特別期間として設けております。

冬眠明けのため、より活発に活動するヒグマも多いので、山菜採りやハイキングなど野山に出かける時だけでなく、市街地周辺や郊外にウォーキングやジョギング、レジャーなどで出かけるときにも、下記のことにご注意してヒグマによる事故を防止しましょう。

また、各家庭においても、生ごみや農業・水産廃棄物、ペットや家畜のエサを野外に放置するなど、ヒグマを引き寄せやすい状況を作らないようにしましょう。

なお、人里周辺でヒグマを目撃したときは、産業振興課 農業振興係 (Tel 82-2134) や、興部警察署 (Tel 82-2110) まで出没状況をお知らせください。

◎ヒグマの被害に遭わないためには・・・

- ・事前にヒグマの出没情報を確認する
- ・家族などに行き先を告げ、1人では野山に入らない
- ・熊鈴やラジオなど、音を出しながら歩く
- ・食べ物やゴミは必ず持ち帰る
- ・朝夕などの薄暗いときには行動しない
- ・ヒグマのフンや足跡を見たらすぐに引き返す

## 「令和8年度 奨学生」の募集について

興部町では、教育の機会均等と教育の振興を図るため、学業成績が優秀で経済的理由により修学が困難な方に対し奨学金を交付しています。

次により令和8年度に対象となる生徒を募集いたします。

- 1 応募できる方  
奨学金の交付を受けられる方は、本町の住民で次の各号に該当する方。  
(1) 高等学校（高等専門学校を含む。）または、これと同等の学校に就学する方、もしくは在学者  
(2) 健康で学業優秀、性行善良な方  
(3) 学資の支弁が困難な方
- 2 応募方法および期間  
4月17日（金曜日）までに教育委員会が定める様式により、申請書および関係書類を添えて通学している高校（興部高等学校）に提出してください。関係書類については、高校（興部高等学校）または教育委員会にあります。  
※記載の高等学校以外の場合は、教育委員会までご連絡願います。
- 3 奨学生の選定および奨学金  
(1) 奨学生は、教育委員会の審査により決定します。  
(2) 奨学金は、月額10,000円として1年間交付します。また奨学金の返済については免除します。
- 4 その他  
不明な点や詳しいお問い合わせは、教育委員会・総務学校係（TEL 82-2552）までご連絡願います。

## 「元気会」新規会員募集のお知らせ

「元気会」では、閉じこもりを予防し、いつまでも健康でいきいきと生活していくことを目標に中央公民館2階の講堂で毎月2回、沙留公民館の講堂で冬期（12月から3月）のみ月1回、体操実践を中心に活動しています。おおむね65歳以上の方で、ご自身で会場に来ることができる方であれば、どなたでも参加できます。また、申し込み等の手続きもございませんので、気楽にお近くの会場までお越しください。

- 時間 13時30分～15時00分
- 場所 中央公民館 2階講堂
- ◎日時 4月8日（水曜日）・4月22日（水曜日）
- 参加料 無料
- 持ち物 タオル、飲み物、運動用の靴など（各自ご持参ください）

※5月以降の開催日につきましては、下記連絡先までお問い合わせいただくか、興部町ホームページをご参照ください。

■お問合せ 福祉保健課 健康推進係 Tel 82-4170

## 興部町一時預かり事業について

近年の核家族化の進行や地域の繋がり希薄化に伴い、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として、きらりで実施している『ここいく広場』開催に合わせて一時預かり事業を実施しています。

- ◎日 時 **ここいく広場開催日の10:00～15:00の間** で保護者の希望する時間
- 場 所 興部町福祉保健総合センターきらり 大会議室
- 対 象 興部町に住所のある6ヵ月～就学前の乳幼児  
※病児・病後児の預かりはできません。
- 内 容 保育士による一時預かり
- 定 員 原則1日2名まで
- 利用料 無料
- 申 込 **利用希望日の3日前まで** に、きらり内こども家庭センターへ予約する。  
利用日当日に申請書類の提出をお願いします。
- 持ち物 着替えやオムツ、ミルク、哺乳瓶、お昼を挟む場合は離乳食等必要な物は持参をお願いします。
- その他 不明な点など、詳細につきましては下記までお問い合わせください。

■お問合せ 福祉保健課 こども家庭センター TEL82-4180

## 興部町定住促進住宅建設支援制度のお知らせ

興部町では、町民の方々や移住してきた方が町に定住していただけるよう、定住の促進および居住の安定を図るため、住宅を新築、増築、改築、または中古住宅を購入（購入とあわせて改修・改装）する方に対して、建設費用若しくは購入費用等の一部を補助します。

支援の対象者や、補助金等の制度の内容については次のとおりです。

1. 制度の名称 興部町定住促進住宅建設支援条例
2. 対象者
  - (1) 興部町内に住宅を新築、増築、改築し、または中古住宅の購入および改修・改装により新たに固定資産税の納税義務者となりうる方で、主な要件は以下のとおりです。
    - ①興部町民および今後、興部町に転入しようとする方で、5年以上居住することを確約する方。
    - ②町税および町に納付すべき公共料金を滞納していない方。

※この他にも要件等がありますので、詳細については、町担当課係までお問い合わせください。

3. 補助の金額および要件
  - (1) 新築工事、増築工事、改築工事

交付対象者	補助金額			
	町内建築業者による施工		町外建築業者による施工	
	対象床面積 1平方メートル当たり	1戸当たり 限度額	対象床面積 1平方メートル当たり	1戸当たり 限度額
町民・転入者	15,000円	200万円	7,500円	100万円

### (2) 中古住宅購入および改修・改装工事

交付対象者	補助金額
町民・転入者	購入等に要した費用（購入費、土地取得費、改修・改装工事費）に20%を乗じた額とし、1戸当たり 上限額は80万円

(3) 上記(1)および(2)により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとします。

※対象となる改修・改装工事は、町内住宅関連業者が施工する10万円以上の工事で、建物の内外装の改修・改装工事(増築は含まない)、給湯器、風呂、台所、トイレおよび暖房設備の取替工事などです。また、興部町その他公共団体などから資金として助成金、交付金などの交付を受けて工事する場合の費用、家具や電化製品などの住宅用備品(エアコン、ストーブ、後付照明器具など)、外構や物置などは対象となりません。

### 4. 補助金の申込みから交付までの流れ

補助金は、工事または住宅を購入(改修・改装工事が完了)した翌年度に交付することとします。

#### (1) 新築工事、増築工事、改築工事

- ①工事着工前に【定住促進住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。
- ②町で申込書を受理し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。
- ③建築基準法に係る確認申請手続き等終了の後、工事着工
- ④工事完了
- ⑤町担当職員による完了検査を実施します。  
※1月1日から12月31日までの期間に工事が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。
- ⑥完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間に補助金の交付申請をさせていただきます。
- ⑦町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

#### (2) 中古住宅購入および改修・改装工事

- ①中古住宅購入前に【定住促進住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。
- ②町で申込書を受理し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。
- ③中古住宅購入および改修・改装工事完了
- ④町担当職員による完了検査を実施します。  
※1月1日から12月31日までの期間に購入および改修・改装工事が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。
- ⑤完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間に補助金の交付申請をさせていただきます。
- ⑥町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

※これまでどおり中古住宅の購入のみでの申込みも可能です。

### 5. 制度の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

※令和12年12月31日までに、住宅を新築、増築、改築、または中古住宅の購入および改修・改装工事が完了し、かつ町による完了検査が終了している物件が対象となります。

※申請および手続きなどについては、下記までお問い合わせください。

■お問合せ 建設課 建築係 TEL82-2166

## 興部町雇用者住宅建設支援制度のお知らせ

興部町では、従業員の方が居住するための社宅（雇用者住宅）を新築または中古住宅を購入（購入とあわせて改修・改装）する事業者の方に対して、建設費用等の一部を補助します。支援の対象者や、補助金等の制度の内容については次のとおりです。

1. 制度の名称 興部町雇用者住宅建設支援条例

2. 対象者

(1) 雇用者住宅の新築工事または中古住宅の購入および改修・改装工事により、新たに固定資産税の納税義務者となりうる興部町に現に住所を有する事業者で、主な要件は以下のとおりです。

- ①本町の区域内において、雇用者住宅の新築工事または中古住宅の購入および改修・改装工事をする方。
- ②国税、地方税および地方公共団体に納付すべき使用料等を滞納していない方

※この他にも要件等がありますので、詳細については、町担当課係までお問い合わせください。

3. 補助の金額および要件

(1) 戸建形式住宅、長屋若しくは共同住宅の新築工事

交付対象者	補助金額			
	町内建築業者による施工		町外建築業者による施工	
	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり 限度額	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり 限度額
興部町に現に住所を有する事業者	7,500円	100万円	3,750円	50万円

(2) 寄宿舍の新築工事

交付対象者	補助金額			
	町内建築業者による施工		町外建築業者による施工	
	1室当たり	1棟当たり 限度額	1室当たり	1棟当たり 限度額
興部町に現に住所を有する事業者	40万円	200万円	20万円	100万円

(3) 中古住宅購入および改修・改装工事

交付対象者	補助金額
興部町に現に住所を有する事業者	購入等に要した費用（購入費、土地取得費、改修・改装工事費）に20%を乗じた額とし、1戸当たり 上限額は80万円

(4) 上記(1)から(3)により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとします。

※対象となる改修・改装工事は、町内住宅関連業者が施工する10万円以上の工事で、建物の内外装の改修・改装工事(増築は含まない)、給湯器、風呂、台所、トイレおよび暖房設備の取替工事などです。また、興部町その他公共団体などから資金として助成金、交付金などの交付を受けて工事する場合の費用、家具や電化製品などの住宅用備品（エアコン、ストーブ、後付照明器具など）、外構や物置などは対象となりません。

4. 補助金の申込みから交付までの流れ

補助金は、工事または住宅を購入（改修・改装工事が完了）した翌年度に交付することとします。

(1) 新築工事

- ①工事着工前に【雇用者住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。
- ②町で申込書を受理し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。
- ③建築基準法に係る確認申請手続き等終了の後、工事着工
- ④工事完了
- ⑤町担当職員による完了検査を実施します。

※1月1日から12月31日までの期間に工事が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。

- ⑥完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間 に補助金の交付申請をしていただきます。
- ⑦町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

(2) 中古住宅購入および改修・改装工事

- ①中古住宅購入前に【雇用者住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。
- ②町で申込書を受理し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。
- ③中古住宅購入および改修・改装工事完了
- ④町担当職員による完了検査を実施します。

※1月1日から12月31日までの期間に購入および改修・改装工事が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。

- ⑤完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間 に補助金の交付申請をしていただきます。
- ⑥町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

5. 制度の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

※令和12年12月31日までに、雇用者住宅を新築または中古住宅の購入および改修・改装工事が完了し、かつ町による完了検査が終了している物件が対象となります。

※申請および手続きなどについては、下記までお問い合わせください。

■お問合せ 建設課 建築係 TEL82-2166

## 林野火災警報等の運用開始のお知らせ

### ○林野火災注意報・林野火災警報の運用開始

紋別地区消防組合では、令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした【林野火災注意報・林野火災警報】の運用を開始しております。

林野火災の危険が高まった際に発令し、発令中は【火の使用に関する制限】がかかります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

### ○林野火災警報等の発令対象期間・基準について

3月1日から6月30日までの期間で、一定期間の降水量や乾燥注意報などの気象条件が基準に該当した場合に発令いたします。（積雪がある場合は発令ないことがあります）

### ○林野火災警報等発令中の【火の使用の制限】について

- ・山林、原野等において火入れをしないこと
- ・煙火を消費しないこと（花火などを行わないこと）
- ・屋外において、火遊びまたはたき火をしないこと
- ・屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- ・山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがある区域内において喫煙をしないこと（興部町においては町内全域が対象）。
- ・残火（たばこの吸殻を含む）、取灰または火粉を始末すること。

### ○上記制限に従わなかった場合

林野火災注意報・・・罰則は定められていません。

林野火災警報・・・罰則規定があります。（30万円以下の罰金または拘留）

### ○林野火災警報等発令時の周知および広報について

林野火災警報等の発令状況は、以下の方法での周知を予定しています。

- ・紋別地区消防組合ホームページ内
- ・興部町お知らせメール
- ・興部町お知らせLINE
- ・消防車両等による巡回広報

■お問合せ 紋別地区消防組合消防本部 Tel0158-23-0119

紋別地区消防組合消防署興部支署 予防係 Tel82-2136

## 山火事に注意しましょう！

### ○山火事の原因は

昨年の2月から3月にかけて岩手県、愛媛県、岡山県などで相次いで大規模な山火事が発生しました。北海道においても、ごみ焼きの火が燃え移るなどして山林や草地での火災が発生しています。山火事の原因は、そのほとんどが人の不注意によるものです。

令和7年 北海道の林野火災発生件数：15件  
<出火原因> ごみ焼き 2件 落雷 1件  
その他 7件 不明 5件

### ○ごみの屋外焼却（野焼き）は犯罪です！

ごみ焼きは、その煙が**悪臭や大気汚染**の原因となり、有害物質を発生させる恐れもあるため、人の健康や環境に悪影響を及ぼしかねません。また、煙・すす・悪臭により周囲の人に迷惑をかけ、さらには、**火災を引き起こす危険性**もあります。

ごみ焼きなどの焼却行為は、法律において一部の例外を除き禁止されており、法律に違反すると5年以下の懲役若しくは1千万円以下（法人は3億円以下）の罰金、または併科される可能性があります。

### 一部の例外

- ・国や地方自治体が施設管理を行うために必要な場合  
例）河川・道路管理上で必要となる草木等の焼却 など
- ・災害の予防・応急対策・復旧のために必要な場合  
例）災害復旧時に行う木くずの焼却 など
- ・風俗習慣上・宗教上の行事を行うために必要な場合  
例）どんど焼き など
- ・農業・林業・漁業でやむを得ず行われる廃棄物の焼却  
例）稲わら、焼き畑、畔の草、下枝、剪定枝の焼却 など
- ・たき火その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの  
例）一般家庭のバーベキューやキャンプファイヤー など

なお、例外として認められているものでも「火災とまぎらわしい煙または火災を発生させるおそれのある行為」を行う場合は、消防署への届出が必要となります。

気象状況やその他の要因により危険と判断された場合などには、焼却の禁止や制限、消火の要請が行われることがあります。

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 Tel82-2164

紋別地区消防組合消防署 興部支署 予防係 Tel82-2136

## 「ここいく広場」のお知らせ

子育て世代の保護者や子ども達が気軽に集まり相談できる場所として『ここいく広場』を開催しています。

○場 所 福祉保健総合センターきらり 大会議室

◎時 間 10:00～15:00

○対 象 興部町に住んでいる、妊娠期から子育て中の保護者とその子ども  
里帰りなどで興部町に滞在している親子

○内 容 様々な遊具を使って自由に遊べます。希望者にはお子さんの計測や相談対応もしています。また、月に1回おやこくらす(骨盤セルフケア体操やベビーマッサージ)も開催します。毎日の家事や育児の息抜きに、お気軽にご参加ください♪

◎日 程 第2・4月曜日(祝・祭日等により変動あり)

※10月以降の日程は、子育て支援センターの詳細が決まりましたら改めてお知らせいたします。

4月	13日	27日(骨盤セルフケア体操)
5月	11日	25日(ベビーマッサージ)
6月	8日	22日(骨盤セルフケア体操)
7月	13日	27日(ベビーマッサージ)
8月	10日	24日(骨盤セルフケア教室)
9月	14日	28日(ベビーマッサージ)

■お問合せ 福祉保健課 こども家庭センター TEL82-4180

## 移動献血車運行のお知らせ

下記の日程で移動献血車が町内各所を運行します。血液を必要とする皆様を救うために、ぜひ、多くの皆様のご協力をお願いいたします。

【運行日程】

4月16日(木曜日)

場所	時間	目標人数
網走開発建設部興部道路事務所	9:00～9:20	4人
西部森林室	9:40～10:00	4人
興部町役場	10:20～12:00	17人

4月17日(金曜日)

紋別警察署 興部分庁舎	9:00～9:50	10人
北オホーツク農業協同組合	10:20～11:10	8人
雪印メグミルク(株)興部工場	11:30～12:10	4人
福祉保健総合センターきらり	13:40～14:40	10人
沙留漁業協同組合	15:20～16:00	5人

【対象者】

16歳から69歳まで

※1 65歳以上の方は60～64歳の間に献血経験のある方に限ります。

※2 献血の条件が緩和され、高血圧・コレステロール・高尿酸血症・アレルギーなどの薬を服薬していても献血が可能になりました。

＜献血カードまたは手帳を使用されている方・初めて献血される方へ＞

令和8年1月5日から、献血カードおよび献血手帳の **新規発行および更新が終了** となっています。現在、これらをご利用の方は「ラブラッドアプリ」への移行を、初めて献血にご協力していただく方はプレ会員への登録をお願いいたします。

アプリへの移行・登録をしていない方でも当日の受付は可能ですが、次回以降アプリへの登録を完了させたくて、献血のご協力をお願いいたします。

## 興部町合併処理浄化槽設置事業補助金制度について

町では、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全および公衆衛生の向上に資するため、合併処理浄化槽を設置する方に対して、補助金を交付しております。

1. 補助対象となる方

公共下水道整備区域外の町内全域において、興部町公共下水道条例第7条に規定する排水設備工事指定業者により合併処理浄化槽を設置する方。ただし、次の各号の一に該当する方に対しては、補助金は交付できません。

- ・建築基準法第6条第1項に基づく確認、または浄化槽法第5条第1項に基づく届出の許可を受けていない方。
- ・町税を滞納している方

2. 補助金の額

補助金の額は、次の表に掲げる補助基準額に4分の3を乗じて得た金額以内とします。ただし、興部町公共下水道条例第7条第1項に定める指定業者のうち町外に所在地のある指定業者により設置する方は、2分の1を乗じて得た金額以内となります。

区分	補助基準額	補助金額 (4分の3)	補助金額 (2分の1)
5人槽	1,290,000円	960,000円	640,000円
7人槽	1,500,000円	1,120,000円	750,000円
10人槽以上	1,900,000円	1,420,000円	950,000円



※詳細につきましては興部町ホームページ (<https://www.town.okoppe.lg.jp>) または、下記へお問い合わせください。

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 TEL82-2164

## おこっぺ町地域づくりサポートの会 ふれあいサロン「ほっと」交流事業のお知らせ

ふれあいサロン『ほっと』では交流の場として次のような趣味活動を行なっております。どうぞお気軽にご参加ください。

### ◎健康麻雀～ニコニコ（七対子）の会

健康麻雀～ニコニコの会を月 2 回開催しています。交流を図りながら脳トレをしましょう。

◎開催日時：毎月 第 2 土曜日・第 4 土曜日 13:00～16:00

・4月11日、25日 ・5月9日、23日 ・6月13日、27日  
・7月11日、25日 ・8月8日、22日 ・9月12日、26日

○対 象：おおむね 65 歳以上の方

### ◎五目ならべを楽しむ日

会員がお相手しますので、お一人でも大歓迎です。ちょっとやってみようかな・・・と思う方、会員と一緒に楽しみましょう。椅子席で行っています。

◎開催日時：毎月 第 1 月曜日・第 3 月曜日 13:00～15:30

・4月6日、20日 ・5月11日、18日 ・6月1日、15日  
・7月6日、20日 ・8月 3日、17日 ・9月7日、28日

○対 象：年齢制限はありません、どなたでもお越しください。

### ◎百人一首を楽しむ日

難しい!と思うかもしれませんが、初心者からベテランまで皆で楽しく行っています。初めての方、関心のある方、どなたでもどうぞお気軽にお越しください。テーブルで行っています。

◎開催日時：毎月 第 2 水曜日・第 4 水曜日 13:00～15:30

・4月1日、15日 ・5月13日、27日 ・6月10日、24日  
・7月8日、22日 ・8月12日、26日 ・9月 9日、30日

○対 象：年齢制限はありません、どなたでもお越しください。

※日程は祝、祭日等により変動があります。年間日程表はサロンにありますのでご活用ください。

■お問合せ おこっぺ町地域づくりサポートの会 平塚 衛 TEL090-7516-2257

### ◎手芸のつどい

町民の方と一緒に作品づくりを行う『手芸のつどい』を開催しております。年代は問いません、子育て中のお母さん、若い世代の方の参加も大歓迎です。

日程		予定作品
4月	17日 (金曜日)	作 品：ショルダーバッグ 持ち物：表布 60cm×45cm、裏布 60cm×45cm 肩ひも 8cm×1m20cm、マグネットボタン 1個
5月	15日 (金曜日)	作 品：ポーチ 持ち物：表布 30cm×40cm、裏布 30cm×40cm ファスナー 30cm 1本
6月	12日 (金曜日)	作 品：Tシャツブラウス 持ち物：表布 50cm×2m
7月	17日 (金曜日)	作 品：ころんバッグ（4色バッグ） 持ち物：表布 ABCD 各 25cm×50cm、 裏布 1m×50cm、芯地 1m×50cm
8月	21日 (金曜日)	作 品：ジーンズ布バッグ 持ち物：ズボン 1本利用
9月	18日 (金曜日)	作 品：パッチ（はぎれ）で作るバッグ 表布 パッチは会で用意します 裏布・芯地 各自自由な大きさ

※各回の材料の他に裁縫道具をお持ち下さい。

※材料の都合がつかない方は事前にご相談下さい。

### ◎ミシンの日

『ミシンの日』は町民の皆さんがサロンにあるミシンを使って、ご自由に作りたい作品を作る日です。ミシンの使い方は手芸グループの会員が説明いたします。

お子さんの道具袋や、服のリフォームや繕いなど、自宅にミシンが無い方、作り方に自信が無い方など裁縫の相談も致しますので、どうぞお気軽にご利用ください。

#### 【日程】

・4月24日（金曜日） ・5月29日（金曜日） ・6月26日（金曜日）  
・7月31日（金曜日） ・8月28日（金曜日） ・9月25日（金曜日）

※作りたい作品の材料（布・ミシン糸等）をご持参下さい。

◎時 間 10:00～16:00 （午前のみ、午後のみ参加も可能です）  
※昼食時間 12:00～13:00

○場 所 ふれあいサロン『ほっと』（興部町仲町）

○対象者 町民どなたでも参加できます。

◎申 込 初めての方は、開催日の前日までに下記の問い合わせ先へお申込下さい。

■お問合せ 手芸活動グループ代表 西川 紀子 TEL 82-2283

**(急募) 興部町社会福祉協議会「事務職員(正規職員)」  
を募集します**

○募集職種 事務職員(きらりの一番奥の事務所にて事務作業等行います。)

○仕事内容 地域福祉活動の推進業務、企画、立案等全般および一般事務  
(難しく聞こえますが、やる気があれば大丈夫です!)

○勤務時間 月曜日～金曜日(8:30～17:30) ※休憩1時間あり

○場 所 興部町福祉保健総合センター「きらり」内

○休 日 土曜日・日曜日・年末年始(12月31日～1月4日)

○賃 金 194,200円(高校卒)  
201,700円(大学卒)

※経験年数加算あり

※毎年4月定期昇給・10月賃金改正あり

○各種手当 ○期末手当(6月・12月 ※各2か月) ○扶養手当  
○住居手当 ○寒冷地手当 ○通勤手当(片道10km以上)

○保 険 雇用・労災・厚生・健康

○福利厚生 退職金制度あり

○採用人数 1名(増員のため)

○年齢要件 18歳以上35歳以下(ご相談に応じます)

○応募資格 パソコン操作ができる方(ワード・エクセル等)  
普通自動車運転免許(AT限定可)

◎申込期日 4月22日(水曜日)

○採用日 面接・採用後、すぐにでも!(応相談可)

○提出書類 履歴書(顔写真付き)1通 普通自動車運転免許証(写)1通

○選考方法 書類審査の上、面接により選考

○選考日時 応募期間終了後、通知いたします

※上記募集条件に当てはまらない方でもご興味がありましたら、お気軽にご相談ください。

■お問合せ・申込 〒098-1603 紋別郡興部町字興部 138-1  
福祉保健総合センター「きらり」内 興部町社会福祉協議会  
TEL・FAX 82-3300 (担当 大内・長谷川)

**デイサービス介護職員(正規職員・時間給契約職員)  
を募集します**

興部町社会福祉協議会では、下記のとおりデイサービス介護職員(正規、時間給契約職員)を募集します。

募集職種	【正規職員】	【時間給契約職員】
業務内容	デイサービス利用者の入浴、排泄、食事の介助、送迎補助、レクリエーション業務が中心です。	
勤務時間等	【月曜日～土曜日】8:30～17:30 (4週8休、シフト制になります。) ※日曜日は休日となります。	【月曜日～土曜日】8:30～16:30 (最大で5時間程度、勤務日数についてはご相談に応じます。) ※日曜日は休日となります。
賃 金	【高卒の場合】 ・194,200～(介護職員) ・203,100(介護福祉士) ※職歴換算有ります!	・1,141円/時間(無資格者) ・1,191円/時間(有資格者)
各種手当	・期末手当(6月、12月※各2か月) ・扶養手当 ・寒冷地手当 ・住居手当 ・処遇改善手当 ・通勤手当(片道10km以上)	・期末特別手当(12月) ・通勤手当(片道10km以上) ・処遇改善手当
加入保険 福利厚生	・雇用 ・労災 ・厚生 ・健康 ・退職金制度あり	・労災 ・雇用保険(所定労働時間あり)
募集人数	1名	
年齢要件	65歳未満で通勤可能な方	
応募資格	・介護職員としての実務経験がある方!(介護福祉士があると、なお◎) ・普通自動車運転免許(AT限定可)	・初心者、無資格者でも大歓迎です! (※介護職員初任者研修(旧2級ヘルパー)、介護福祉士があると、なお◎) ・初心者、無資格者の方は認知症介護基礎研修を受講してもらうことになります。 (※受講料3,000円は自己負担となります。ご承知おきください)
申込期日	4月22日(水曜日) ※見学もできます!お気軽にお問い合わせ下さい。	
提出書類	・履歴書(顔写真付き)1通 ・資格証明書(写)1通	
選考日時	面接により決定させていただきます。 選考日時につきましては、応募者に別途ご連絡をさせていただきます。	
申 込 お 問 合 せ	〒098-1603 興部町東町 福祉保健総合センター「きらり」内 興部社協デイサービスセンター(担当 瀬川) TEL82-4106	